

平成20年第1回広域連合議会定例会（1月）

広島県後期高齢者医療広域連合議会会議録（第4号）

広島県後期高齢者医療広域連合議会

平成20年第1回広域連合議会定例会（1月）

平成20年第1回広島県後期高齢者医療広域連合議会会議録目次

第1日（1月30日）

出席議員	1
欠席議員	1
説明員	1
議事補助員	1
議事日程	2
会議に付した事件	2
開会・開議宣告（午後1時1分）	2
会議録署名者の指名	3
広域連合長の議会招集あいさつ	3
諸般の報告	3
日程第1 会期の決定について	4
日程第2 議案第1号 広島県後期高齢者医療広域連合事務分掌条例の一部改正について	
議案第2号 広島県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部改正について	4
日程第3 議案第3号 広島県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部改正について	5
日程第4 議案第4号 広島県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	6
日程第5 議案第5号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について	7
日程第6 議案第6号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療給付準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について	8
日程第7 議案第7号 平成19年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）	9
日程第8 議案第8号 平成20年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	10
日程第9 議案第9号 平成20年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	14
議了宣告	18
広域連合長の閉会あいさつ	18
議長の閉会あいさつ	19
閉会宣告（午後1時58分）	19
会議録署名	20

平成 20 年第 1 回広域連合議会定例会

広島県後期高齢者医療広域連合議会会議録 第 4 号

平成 20 年 1 月 30 日（水曜日）KKRホテル広島において開会

出席議員

- 1 番 土井 哲男
- 2 番 酒入 忠昭
- 5 番 芝 博
- 6 番 小泉 曙臣
- 7 番 天内 茂樹
- 8 番 守岡 辰巳
- 9 番 井上 文伸
- 10 番 蔵本 久
- 11 番 桑田 真弓
- 12 番 棗田 澄子
- 13 番 伊達 亮詞
- 14 番 八谷 文策
- 15 番 細川 雅子
- 16 番 杉井 弘文
- 17 番 有田 一彦
- 19 番 田中 達美
- 20 番 久保 宏隆
- 21 番 原田 幸治
- 22 番 馬上 勝登
- 23 番 幸野 輝彦
- 24 番 長尾 勝美
- 25 番 久茂谷 美保之
- 26 番 西田 巧
- 27 番 小川 信晃
- 28 番 片山 元八郎

欠席議員

- 3 番 増井 克志
- 4 番 金子 和彦
- 18 番 松浦 利貞

説明員

- 広域連合長 伊藤 吉和
- 広域連合事務局長 金本 和己
- 総務課長 小林 武司
- 業務課長 榊谷 博孝

議事補助員

議会事務局長 松野 禎水
議会事務局長 下土井 雅巳
書記 有場 定光
書記 藤井 修造

議事日程（第1号）

（平成20年1月30日 午後1時1分開議）

- | | |
|------|---|
| 日程第1 | 会期の決定について |
| 日程第2 | 議案第 1号 広島県後期高齢者医療広域連合事務分掌条例の一部改正について |
| | 議案第 2号 広島県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部改正について |
| 日程第3 | 議案第 3号 広島県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部改正について |
| 日程第4 | 議案第 4号 広島県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について |
| 日程第5 | 議案第 5号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第 6号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療給付準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第 7号 平成19年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第8 | 議案第 8号 平成20年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算 |
| 日程第9 | 議案第 9号 平成20年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算 |

会議に付した事件
議事日程のとおり

午後1時1分 開 会

議長（土井哲男） ただいまの出席議員 25名であります。
地方自治法第113条の規定により定足数に達しておりますので、ただ今から、平成20年第1回広域連合議会定例会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名者として、6番小泉議員、23番幸野議員を指名いたします。
この際申し上げます。
報道関係者から写真撮影等の申し出がありますので、これを許可いたします。
議会招集につきまして広域連合長のあいさつがあります。
広域連合長。

◎広域連合長（伊藤吉和） 平成20年第1回広域連合議会定例会の開会に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

本日、本定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多用のところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

前回、11月の本議会におきまして、後期高齢者医療に関する条例をご議決いただき、本県の広域連合の根幹となります条例が制定をされたところでございます。

この条例を基に來たる4月の制度施行に向けまして、規則及び要綱等の作成、保険料の賦課、被保険者証の発行準備等々、各市町と協働して鋭意準備作業を進めているところでございます。

今回、本定例会に提出いたしております議案に関しましては、後程ご説明を申し上げますが、新年度の予算や組織体制に係る条例の改正等、制度施行に向けた重要案件でございます。

何とぞ慎重にご審議の上、原案どおりご議決を賜りますようお願い申し上げまして、私の開会のあいさつとさせていただきます。

よろしく願いいたします。

議長（土井哲男） 本日の議事日程は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

この日程によって議事を進めて参りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認めて、この日程で進めさせていただきます。

議長（土井哲男） この際、申し上げます。

理事者側の説明員として、伊藤広域連合長、金本広域連合事務局長、小林総務課長、榎谷業務課長を呼んでおりますことをご報告申し上げます。

諸般の報告をいたします。

受理した報告書は次のとおりです。

報告第1号 例月出納検査報告について（平成19年10月分から平成19年11月分）

報告第2号 平成19年度定期監査報告について

なお、報告第1号及び第2号は、お手元に配付いたしておりますので、念のため申し上げます。

日程第1「会期の決定について」

議長（土井哲男） それでは、日程第1「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の期日は本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土井哲男） ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第2 「議案第1号 広島県後期高齢医療広域連合事務分掌条例の一部改正について」及び「議案第2号 広島県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部改正について」

議長（土井哲男） 次に、日程第2「議案第1号 広島県後期高齢医療広域連合事務分掌条例の一部改正について」及び「議案第2号 広島県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部改正について」の2件を一括して議題といたします。

本件の説明を求めます。

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（金本和己） ただいま上程されました議案につきましてご説明申し上げたいと思います。

議案第1号「広島県後期高齢者医療広域連合事務分掌条例の一部改正について」及び第2号「広島県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部改正について」でございます。

議案書の1ページから3ページ並びに、議案説明資料の1ページから2ページをご覧ください。

現在、広域連合事務局は2課5係の24名で準備事務を進めているところでございますが、平成20年度からの制度施行に対応するため、業務課を現在の2係から3係に整備充実するとともに、現在は総務課職員が兼務しております出納事務のより適正な執行を確保するため、規則により会計課を設置することとしており、20年度は3課7係で制度運営を進めて参りたいと考えております。

これに伴いまして、議案第1号「広島県後期高齢者医療広域連合事務分掌条例の一部改正について」は、現在の準備事務に対応している分掌事務を制度運営に対応した分掌事務に改める内容となっております。

また、議案第2号「広島県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部改正につい

て」は、広域連合長の事務部局の職員定数を、先程の条例の一部改正でご説明申し上げた事務分掌に基づきまして、出来る限り職員数は抑えながら、制度施行を円滑に行うために必要最小限の体制整備を行うこととし、現在の24名から35名へ改める内容となっております。

以上、上程されました議案につきまして概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（土井哲男） これより質疑に入るわけではありますが、質疑がある方は、挙手をして議席番号を教えてください。

ご質疑をお願いいたします。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（土井哲男） 質疑を終結いたします。

ご討論をお願いします。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（土井哲男） 討論終結と認めご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土井哲男） ご異議がありませんので、本件の討論を終結いたします。本件を表決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立をお願いいたします。

（賛成者起立）

議長（土井哲男） 起立総員であります。よって、本件は可決されました。

日程第3 「議案第3号 広島県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部改正について」

議長（土井哲男） 次に、日程第3「議案第3号 広島県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本件の説明を求めます。

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（金本和己） ただ今上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案第3号 「広島県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部改正について」でございます。

おそれいりますが、議案資料の3ページをご覧ください。

議案資料でございます。

この度、この議案を提出いたしました理由は、より簡素で旅行の実態に応じた旅費制度とするために必要な改正を行うこととでございます。

そのため、旅費として支給されるもののうち、通信費及び近距離交通費として支給

されている日当を，通信費を構成要素とする旅行雑費にするため改め，近距離交通費は実費により支給することとしております。また，現在は1キロ当たり38円の定額で支給されている車賃を実費額による支給に改める等の内容となっております。

以上，上程されました議案につきまして概要をご説明申し上げましたが，ご審議の上，議決を賜りますよう，よろしくお願い申し上げます。

議長（土井哲男） これより質疑に入るわけではありますが，質疑がある方は，挙手をし議席番号を教えてください。

ご質疑をお願いします。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（土井哲男） 質疑を終結いたします。

ご討論をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（土井哲男） 討論終結と認めご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土井哲男） ご異議がありませんので，本件の討論を終結いたします。本件を表決いたします。

本件は，原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

議長（土井哲男） 起立総員であります。よって，本件は可決されました。

日程第4 「議案第4号 広島県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」

議長（土井哲男） 次に，日程第4「議案第4号 広島県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本件の説明を求めます。

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（金本和己） ただ今上程されました議案につきまして，ご説明申し上げます。

議案第4号「広島県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」でございます。

こちらの議案でございますが，議案発送後に再度精査したところ，今回の改正案一部に改正の主旨と改正内容に不整合な箇所がございましたので，訂正議案を再発送させていただいております。

どうも申し訳ございませんでした。

議案資料の4ページをご覧ください。

この議案を提出いたしました理由は，先ほどの旅費条例の一部改正案と同様に，よ

り簡素で旅行の実態に応じた費用弁償の制度とするために必要な改正を行うことでございます。

そのため、旅費条例の改正に合わせまして、日当を旅行雑費に改めることとしております。

また、公務のため広島市へ旅行した際に市町等の公用車を使用された時は、旅費の負担がなく費用弁償の必要がないので、日額旅費を支給しない旨を規定する内容となっております。

以上、上程されました議案につきまして概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（土井哲男） これより質疑に入るわけではありますが、質疑がある方は、挙手をして議席番号を教えてください。

ご質疑をお願いします。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（土井哲男） 質疑を終結いたします。

ご討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（土井哲男） 討論終結と認めご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土井哲男） ご異議がありませんので、本件の討論を終結いたします。本件を表決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

議長（土井哲男） 起立総員であります。よって、本件は可決されました。

日程第5「議案第5号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」

議長（土井哲男） 次に、日程第5 議案第5号「広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」を議題といたします。

本件の説明を求めます。

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（金本和己） ただ今上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案第5号「広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」でございます。

議案資料のおそれいりますが、5ページをご覧ください。

後期高齢者医療制度の円滑な施行を図るため、被扶養者であった被保険者の保険料

負担に係る激変緩和措置として国から高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金が交付されることになっております。

広域連合において基金を設置し、管理することとされたため、この基金の設置、管理、運用、処分等に関して必要な事項を定める内容となっております。

この基金は、被用者保険の被扶養者であった方に係る保険料の減額のための財源及び当該減額措置に係る広報啓発に要する費用等の財源に充てることとなっております。平成22年3月31日をもってこの条例の効力を失うものとなっております。

なお、基金条例の設置に併せ予算の補正を行うべきでございますが、現時点において国からの交付金の額が確定していないため、確定後速やかに予算措置を行うこととしております。

以上、上程されました議案につきまして概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（土井哲男） これより質疑に入るわけですが、質疑がある方は、挙手をし議席番号を教えてください。

ご質疑をお願いいたします。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（土井哲男） 質疑を終結いたします。

ご討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（土井哲男） 討論終結と認めご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土井哲男） ご異議がありませんので、本件の討論を終結いたします。本件を表決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

議長（土井哲男） ありがとうございます。起立総員。よって、本件は可決されました。

日程第6 「議案第6号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療給付準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」

議長（土井哲男） 次に、日程第6「議案第6号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療給付準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」を議題といたします。

本件の説明を求めます。

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（金本和己） ただ今上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案第6号「広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療給付準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」でございます。

おそれいりますが、議案資料の最後のページ6ページをご覧いただきたいと思えます。

後期高齢者医療制度の健全な財政運営に資するため、被保険者から徴収しました保険料の余剰金等を適正に管理、運用するために設置する基金の設置、管理、運用、処分等に関して必要な事項を定める内容となっております。

この基金は、保険料を財源として広域連合が行う後期高齢者医療に係る医療給付その他の事業に要する費用に充てることとしております。

以上、上程されました議案につきまして概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、議決を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

議長（土井哲男） これより質疑に入るわけではありますが、質疑がある方は、挙手をして議席番号を教えてください。

ご質疑をお願いいたします。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（土井哲男） 質疑を終結いたします。

ご討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（土井哲男） 討論終結と認めご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土井哲男） ご異議がありませんので、本件の討論を終結いたします。

本件を表決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

議長（土井哲男） 起立総員であります。よって、本件は可決されました。

日程第7 「議案第7号 平成19年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算」

議長（土井哲男） 次に、日程第7「議案第7号 平成19年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算」を議題といたします。

本件の説明を求めます。

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（金本和己） ただ今上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案第7号「平成19年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算」でございます。

おそれいりますが、議案書の15ページ、16ページをご覧いただきたいと思えます。

今回の一般会計予算の補正は、平成 19 年 11 月 30 日開催の平成 19 年第 3 回の広域連合議会定例会において認定されました「平成 18 年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算」に基づき行うものでございます。

歳入（款）繰越金は、決算剰余金全額を平成 19 年度予算に編入するものでございます。

歳出（款）総務費（項）総務管理費は、同額を財政調整基金に積立てるものでございます。

これによりまして、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 210 万 4 千円を追加し、総額は 6 億 570 万 6 千円となります。

以上、上程されました議案につきまして説明いたしました。ご審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（土井哲男） これより質疑に入るわけではありますが、質疑がある方は、挙手をして議席番号を教えてください。

ご質疑をお願いいたします。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（土井哲男） はい。質疑を終結いたします。

ご討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（土井哲男） ありませんか。討論終結と認めご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土井哲男） ご異議がありませんので、本件の討論を終結いたします。

本件を表決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

議長（土井哲男） 起立総員。よって、本件は可決されました。

日程第 8 「議案第 8 号 平成 20 年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」

議長（土井哲男） 次に、日程第 8 「議案第 8 号 平成 20 年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を議題といたします。

本件の説明を求めます。

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（金本和己） ただ今上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案第 8 号「平成 20 年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」でございます。

おそれいります、同じく議案書の 17 ページをご覧くださいと思います。

平成 20 年度広域連合一般会計予算の歳入歳出総額は 9 億 8,271 万 1 千円となっております。

また、一時借入金の限度額は、5 千万円としております。

18 ページをご覧ください。

歳入といたしましては（款）として、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金および諸収入を計上しております。

19 ページをご覧ください。

歳出といたしましては（款）として、議会費、総務費、民生費、公債費、予備費を設定し、（項）といたしましては、議会費、総務管理費、選挙費、監査委員費、社会福祉費、公債費及び予備費を計上しております。

歳入歳出の詳細につきましては、「一般会計予算説明書」に基づきましてご説明申し上げます。

申し訳ございません。「平成 20 年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算説明書」をご覧いただきたいと思っております。1 ページをお開きいただきたいと思っております。

「歳入歳出予算事項別明細書」でございますが、歳入は、分担金及び負担金から諸収入の 8 つの款を設定しており、前年度比較で 3 億 7,910 万 9 千円の増となっております。

申し訳ございません。3 ページをご覧ください。

分担金及び負担金は、23 市町からの事務費分賦金 9 億 6,451 万 3 千円を計上しております。

4 ページをご覧ください。

国庫支出金は、保険料不均一賦課負担金として、療養の給付等に要する費用の額が著しく低い市町の保険料を特例措置により軽減した額の 2 分の 1 である 909 万 6 千円を国が負担するものでございます。なお、この財源措置については、国と県が 2 分の 1 ずつ負担をすることになっており、6 ページに県支出金として同額を計上しております。

5 ページをご覧ください。

国庫支出金でございますが、これは平成 19 年度の老人医療費適正化推進費補助金の当初予算額 86 万 4 千円を記載していますが、議決項目である（項）として、平成 20 年度予算には（項）国庫補助金はありませんが、科目上の必要科目として記載してございます。

6 ページをご覧ください。

県支出金といたしまして、先ほど 4 ページでご説明致しました保険料の特例措置にかかる財源措置として 909 万 6 千円を計上してございます。

7 ページをご覧ください。

財政調整基金の利子収入を存目として 1 千円を計上しております。

続いて、8 ページをご覧ください。

寄附金として、存目で 1 千円計上しております。

9 ページをお開きください。

繰入金は、不測の歳出の財源に充てるため、財政調整基金を取り崩し、一般会計に

繰り入れることを前提として存目で1千円を計上しております。

10 ページをご覧ください。

繰越金は、前年度の決算剰余金を平成20年度予算に繰越すための予算を存目として1千円計上しております。

11 ページ及び12 ページをお開きください。

諸収入としては、預金利子及び雑入でございますが、存目としてそれぞれ1千円を計上しております。

13 ページをお開きください。

ここから歳出の説明となります。主な歳出項目につきまして、順を追って説明させていただきます。

まず、議会費といたしましては、連合議会の2回の開催及び運営に関する経費として、123万7千円を計上しております。

14 ページをご覧ください。

総務管理費でございますが、広域連合の運営に関する経費を計上しております。

具体的な経費について、主な項目をご説明申し上げます。

報酬としましては、正副広域連合長、情報公開・個人情報保護審査会委員報酬及び運営審議会委員の報酬57万4千円を、職員手当等といたしまして、時間外勤務手当と管理職手当2,645万1千円を計上しております。

需用費といたしましては、消耗品費や制度周知用のリーフレット等の印刷製本費、広域連合事務所の光熱水費等として、1,106万3千円を計上しております。

役務費として、一般事務にかかる郵送代や電話料金、銀行への組戻手数料等として、559万2千円を計上しております。

15 ページをお開きください。

委託料といたしましては、広域連合例規集の整備委託料、財務システム保守委託料など、289万8千円を計上しております。

使用料及び賃借料といたしましては、広域連合事務所の借上料、複写機使用料、公用自動車のリース料など、1,218万4千円を計上しております。

負担金、補助及び交付金といたしましては、公務災害補償組合への負担金や公平委員会事務を県の人事委員会に委託する負担金と派遣職員の人件費を派遣元の市町に負担する経費として2億4,667万8千円を計上しております。

以上、総務管理費合計で3億1,479万2千円を計上しております。

16 ページをご覧ください。

選挙費につきましては、選挙管理委員会の委員長及び委員の計4名の報酬と費用弁償等として4万6千円を計上しております。

17 ページをお開きください。

監査委員費につきましては、出納監査及び決算監査や財務監査のための監査委員2名の報酬等15万9千円を計上しております。

18 ページをご覧ください。

民生費でございますが、23市町から納付された事務費分賦金を特別会計の事務経費にあてるために特別会計に繰出すものと、先ほど歳入のところで説明致しましたが、

保険料の不均一賦課による軽減となった財源措置として国及び県から受ける負担金を、後期高齢者医療制度の運営のために設置する特別会計に繰出すものでございまして、6億6,128万2千円を計上しております。

19 ページをご覧ください。

公債費でございますが、一時的な資金ショートになったときに金融機関から借入れる資金5,000万円に対する利子として、19万5千円を計上しております。

20 ページをご覧ください。

予備費につきましては、当初予算で見込むことができなかった経費の支出に充用するための経費として500万円を計上しております。

以上、歳入歳出総額は9億8,271万1千円となります。

21 ページをお開きください。

ここからは、給与費明細書となります。

まず、特別職の人数につきましては、平成19年度当初においては、運営審議会は広域連合長の私的諮問機関として設置することとしていたため、「その他の特別職」には人数に含んでおりませんでした。19年度中に条例を制定していただきまして、運営審議会を設置したため、前年度比で15人の増員となっております。

特別職の報酬につきましては、議員報酬は、当初予算においては、本会議にかかる報酬のみを計上しております。また、その他の特別職については、運営審議会の報酬を新たに計上いたしました。また、監査委員や選挙管理委員会などの開催回数について見直しを行ったため、報酬全体では前年度比で17万2千円の減額となっております。

22 ページをご覧ください。

一般職に係る職員手当等につきましても、平成20年度から職員が35名に増加するため、457万9千円の増額となっております。

以上、上程されました議案につきまして概要をご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（土井哲男） これより質疑に入るわけですが、質疑がある方は、挙手をし議席番号を教えてください。

ご質疑をお願いいたします。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（土井哲男） 質疑を終結いたします。

ご討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（土井哲男） 討論終結と認めご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土井哲男） ご異議がありませんので、本件の討論を終結いたします。本件を表決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

議長（土井哲男） 起立総員。よって、本件は可決されました。

日程第9 「議案第9号 平成20年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」

議長（土井哲男） 次に、日程第9「議案第9号 平成20年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。

本件の説明を求めます。

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（金本和己） ただ今上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案第9号「平成20年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」でございます。

申し訳ございませんが、議案書の20ページをお開きください。

平成20年度広域連合特別会計予算の歳入歳出総額は、2,823億9,446万5千円となっております。

また、一時借入金の限度額は、20億円としております。

なお、特別会計の（款）保険給付費の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合につきましては、地方自治法第220条第2項のただし書きの規定により、流用をさせていただきます。

21ページ、22ページをお開きください。

歳入といたしましては（款）といたしまして、市町支出金、国庫支出金、県支出金、支払基金交付金、特別高額医療費共同事業交付金、財産収入、寄附金、繰入金、県財政安定化基金借入金および諸収入を計上しております。

歳出といたしましては（款）といたしまして、総務費、保険給付費、県財政安定化基金拠出金、特別高額医療費共同事業拠出金、保健事業費、基金積立金、公債費、諸支出金及び予備費を計上しております。

歳入歳出の詳細につきましては、「後期高齢者医療特別会計予算説明書」に基づきましてご説明申し上げます。

おそれいります、「平成20年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算説明書」をお開きいただきたいと思います。1ページでございます。

「歳入歳出予算事項別明細書」でございますが、歳入は、市町支出金から諸収入の10の款を設定しております。

おそれいりますが、3ページをお開きいただきたいと思います。

市町の支出金は、市町が徴収する保険料や、被保険者が病気などで医療を受けたとき、自己負担分を除いた費用に対し12分の1を市町が負担するもので、480億5,991万5千円を計上しております。

4ページをご覧ください。

国庫支出金、国庫負担金でございますが、先の市町支出金で説明致しました被保険者が受けた医療費に対し、12分の3を負担するものと、1件当たり80万円を超える

高額な医療費に対し、保険料で賄うべき部分の4分の1の額を国が負担するもの、654億2,305万6千円を計上しております。なお、高額医療費負担金につきましては、県においても4分の1が負担されます。

5ページをお開きいただきたいと思います。

国庫支出金、国庫補助金は、普通調整交付金及び特別調整交付金と、市町において実施される健康診査事業に対し、補助率3分の1で補助があり、調整交付金と健康診査を合わせて255億8,875万7千円を計上しております。

6ページをご覧ください。

県支出金といたしましては、市町及び国と同様に、被保険者が受けた医療費に対し、12分の1を負担するものと、先ほど4ページでご説明致しましたが、1件当たり80万円を超える高額な医療費に対し、保険料で賄うべき部分の4分の1の額を県が負担するもので、221億3,639万6千円を計上しております。

7ページをお開きください。

支払基金交付金と致しましては、各医療保険者から徴収した納付金を社会保険診療報酬支払基金が被保険者の受けた給付に充てるため、10分の4を負担するもので、1,204億5,699万7千円を計上しております。

8ページをご覧ください。

特別高額医療費共同事業交付金と致しましては、1件当たり400万円を超える医療費で、200万円を超える額に対し、保険料で賄うべき部分から、高額医療費負担金として国及び県からの公費負担を除いた額について、国民健康保険中央会が広域連合に交付するもので6,805万円を計上しております。

9ページをお開きください。

財産収入といたしましては、後期高齢者医療給付準備基金の運用利子収入を存目で1千円を計上しております。

10ページをご覧ください。

寄附金として、用途を限定しない一般寄附金を存目で1千円計上しております。

11ページをお開きください。

繰入金、一般会計繰入金として、一般会計のところで説明させていただきました、特別会計への繰出金と同額の6億6,128万2千円を計上しております。

12ページをご覧ください。

繰入金、基金繰入金として、制度の円滑な導入のために平成19年度に設置する臨時特例基金を取崩し、特別会計予算に繰入れるため、存目で1千円を計上しております。

13ページをお開きください。

財政安定化基金借入金として、保険料収納率の悪化や見込みを大幅に上回る給付により、給付財源が不足した際に、基金から無利子貸付を受けるため、存目として1千円を計上しております。

14ページをご覧ください。

諸収入として、16ページまでは、延滞金、過料、預金利子及び雑入を、存目としてそれぞれ1千円を計上しております。

おそれいりますが、17 ページをお開きください。

ここから歳出の説明となります。主な歳出項目につきまして、順を追って説明させていただきます。

まず、総務費、総務管理費でございますが、後期高齢者医療制度の運営に関する経費を計上しております。

具体的な経費について、主な項目をご説明申し上げます。

需用費としまして、一般事務消耗品や通知用の封筒、保険証に同封する小冊子などの印刷製本費として855万4千円を計上しております。

役務費としては、被保険者への郵送代や被用者保険の被扶養者リスト作成にかかる費用として、8,344万1千円を計上しております。

委託料としましては、広域連合システムの保守、被保険者証等の印刷封入業務委託料、レセプト点検業務の委託料など、4億6,163万8千円を計上しております。

使用料及び賃借料といたしましては、広域連合システムリース料、広域連合とデータセンター間の回線使用料など、5,874万1千円を計上しております。

18 ページをご覧ください。

総務費、賦課徴収費としましては、被保険者が受けた給付の返還に使用する納付書の印刷や、簡易申告書等の市町への郵送料などの経費、84万2千円を計上しております。

19 ページをお開きください。

保険給付費、療養諸費といたしましては、被保険者が病院等で受診する際に一部負担金を除いた費用である療養給付費、自宅療養の方が訪問看護師により必要な診察の補助を受ける訪問看護療養費、医師が必要と認めたり・きゅうなどの療養費、移送費、及びレセプトに記載された診療内容の審査経費、2,705億425万3千円を計上しております。

20 ページをご覧ください。

保険給付費、高額療養諸費といたしましては、被保険者の所得の状況により、一定以上のかかった医療費の一部を返還する経費、85億5,884万6千円を計上しております。

21 ページをご覧ください。

保険給付費、葬祭費といたしましては、お亡くなりになった被保険者の葬祭に、1件当たり3万円を補助する経費、5億8,242万円を計上しております。

22 ページをご覧ください。

県財政安定化基金拠出金といたしましては、後期高齢者医療制度財政の安定化を図るために県が設置する基金に対する拠出金として、2億6,934万2千円を計上しております。

23 ページをお開きください。

特別高額医療費共同事業拠出金には、拠出金本体とその事務費がありますが、拠出金については、歳入の8ページに同額の交付金がございます。この交付財源を国民健康保険中央会に47都道府県の広域連合が拠出するものでございまして、事務費と併せて、6,834万2千円を計上しております。

24 ページをご覧ください。

保健事業費といたしましては、市町が実施する健康診査に対する事業費に補助するものでございまして、7,903万8千円を計上しております。

25 ページをお開きください。

基金積立金といたしましては、保険料率は2年間の給付総額等を基に算定するため、1年目の平成20年度は広域連合に納付される保険料は、平成20年度の給付見込額に対する必要保険料額より多く歳入となるため、その保険料を管理、運用する基金を設置し、積立てるため、16億8,883万5千円を計上しております。

26 ページをご覧ください。

公債費といたしましては、一時的な資金ショートになったときに金融機関から借入れる資金20億円に対する利子として、780万9千円を計上しております。

27 ページをお開きください。

諸支出金といたしましては、被保険者から納付されました保険料に過誤があった場合などに、還付金に加算するもので、236万4千円を計上しております。

28 ページをご覧ください。

予備費と致しましては、当初予算で見込むことができなかった経費の支出に充用するための経費として2,000万円を計上しております。

これらにより、歳入歳出総額は2,823億9,446万5千円となります。

以上、上程されました議案につきまして概要をご説明申し上げました。ご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（土井哲男） これより質疑に入るわけでありましたが、質疑がある方は、挙手をし議席番号を教えてください。

ご質疑をお願いいたします。

28番（片山元八郎議員） 議長。28番。

議長（土井哲男） 28番片山議員。

28番（片山元八郎議員） この4月からいよいよ後期高齢者の医療の制度が発足するわけですが、一番大きな点で、今さきほどの特別会計でですね2,823億という膨大なお金で運営されていくわけなんです、さきほど議決しました35名の職員でこれが円滑に実施できるかどうかということに私は一抹の不安を持っておるわけですが、これからまだ発足するのでやってみないとわからないということになるかもわからないのですが、その辺のですね見通しについて大丈夫だということかどうかをお聞きしたいです。

議長（土井哲男） ただいまの質問に答弁願います。

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（金本和己） 確かに先生ご指摘の通りにですね、35名は非常にスリムにしてございます。

なるべく運営費も効率的にやるということで。

基本的にはこの高齢者医療制度はシステムでベーシックなところは運営されるわけでございます。

それと今まで老人保健事業をしていただいております市町におきましては、窓口事

務と徴収事務については市町がブランチになっていただきまして、広域連合と密接な連携、そして、各種の以前のときにもお願いを広域連合長からもご説明いたしましたけど、業務委託をですねなるべく効率よく、例えば国保連合会とかそういったところに委託しまして運営とかにもあまり手間ひまのかからないように、そして経費も安くなるように色々工夫してやっております。

そしてまた 35 名が正規の職員でございますが、忙しい時そのような時には臨時職員の雇用につきましても予算が一応 2 名ぐらいさせていただいておりますので、これで一生懸命頑張りたいというふうに今のところ考えております。

議長（土井哲男） よろしいですか。

28 番（片山元八郎議員） はい。

議長（土井哲男） ほかにございませんか。

質疑を終結いたします。

ご討論願います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（土井哲男） 討論終結と認めご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土井哲男） ご異議がありませんので、本件の討論を終結いたします。本件を表決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

議長（土井哲男） 起立総員であります。よって、本件は可決されました。

議長（土井哲男） 以上をもちまして、今期定例会の会議に付議された事件はすべて議了いたしました。

お諮りいたします。

以上をもって閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土井哲男） ご異議なしと認めます。

よって、これをもって閉会することに決定されました。

閉会に当たりまして広域連合長のあいさつがあります。

広域連合長。

◎広域連合長（伊藤吉和） 閉会にあたりましてお礼のご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、提案をいたしました各議案につきまして、慎重ご審議の上、原案どおりのご議決を賜りました。厚く御礼を申し上げますと存じます。

いよいよ後 2 か月で、後期高齢者医療制度が新たな制度として幕開けをされるわけでございます。

先程、ご質問でもいただきましたように、初めて行うものでございますので、諸々不安もございますが、しかし、遺漏のないように、万全の体制でこれに臨んでいきたいというふうに考えております。

当初から申し上げてるところでございますが、このスムーズな制度移行、かつ適切円滑な運営に向けまして、我々はもとよりでございますが、今一度各市町との密なる連携と、それと窓口を中心といたします各種業務について、漏れの無いようにより一層精力的に取り組んでいきたいと考えております。

制度が発足いたしますと、改めてそれぞれの各市町では住民の皆様の改めてご認識をいただいて、こういう制度になったということをご認識をいただいて、様々なご意見が寄せられる事と思っております。

担当のそれぞれの窓口部署ではそれにしばらくの間、様々な対応いただくことになると思っております。

何卒こういった様々な対応を経まして、この制度が円滑に立ち上がりそして定着していくことを心より祈念いたしておるところでございます。

どうか皆様におかれましてもご理解、ご協力を賜りますように改めてお願いを申し上げます。閉会のご挨拶にさせていただきます。

どうぞよろしくお願い致します。

議長（土井哲男） ありがとうございます。

議員各位におかれましては、重要案件について熱心にご審議いただきまして、無事閉会の運びとなりました。皆様のご協力に対し、心からお礼を申し上げます。

広域連合長のあいさつにもございましたとおり、4月の制度施行が目の前にせまっているわけでございます。

被保険者にとって、よりよい制度となっていくますよう、今後とも皆様のご協力方よろしくお願いいたします。

これをもちまして、本定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後 1 時 58 分 閉 会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

広島県後期高齢者医療広域連合議会議長 土井 哲男

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員 小泉 曙臣

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員 幸野 輝彦